

(仮称) 豊中市 新・産業ビジョン策定支援業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本市では、平成2年（1990年）3月に「産業振興ビジョン」を策定し、「快適な都市に新しい産業が育ち、新しい産業が都市の生活者を快適にする」という考え方のもと、豊中のまち・ひと・しごとづくりに取り組んできました。「産業振興ビジョン」策定以降は、中小企業や起業家を対象にした「中小企業チャレンジ促進プラン」および市内西部、南部に位置する準工業地域、工業地域を対象とした「企業立地促進計画」といった個別具体の計画を軸に様々な施策を展開してきました。

令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済環境や人々の生活様式、価値観に変化が生じたことで、地域経済に深刻な影響を与えたため、速やかな地域経済の再生・活性化を目的とした「地域経済再生支援プログラム」を策定し、事業活動の下支え等に取り組んでいます。

令和3年度には、それらを包含し、市としての産業振興全体の目標設定や体系化を含めた「(仮称) 豊中市 新・産業ビジョン」の策定を予定しています。「(仮称) 豊中市 新・産業ビジョン」策定にあたっては、市内産業を取り巻く環境の変化や市のエリアごとの特性や地域資源の整理、事業所の抱える問題点や課題を把握し、現状の計画や施策の整理、体系化を含め、豊富なノウハウと情報を持つ業者を選定するために企画提案の公募型プロポーザルを行います。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

(仮称) 豊中市 新・産業ビジョン策定支援業務

(2) 業務の内容

別添「(仮称) 豊中市 新・産業ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日

(4) 提案上限額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと
- (6) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと

4. 日程（いずれも、令和3年（2021年））

- (1) 実施要領等の公表 4月5日（月）
- (2) 現地説明会 4月8日（木）15：00～
- (3) 質問事項の締切 4月13日（火）必着
- (4) 質問事項への回答 4月16日（金）
- (5) 応募書類提出期限 4月27日（火）必着
- (6) 書類審査結果通知発送 4月30日（金）[予定]
- (7) プレゼンテーション審査 5月12日（水）[予定]
- (8) 結果通知発送 5月19日（水）[予定]
- (9) 委託契約の締結 5月下旬 [予定]

※質問、応募書類等は実施要領等の公表日から提出可能とする

5. 説明会の開催

(1) 日時・場所

日時：令和3年（2021年）4月8日（木）15：00から1時間程度

場所：豊中市役所 第二庁舎 3階 大会議室【東側】

(2) 参加方法

電子メールに事業者名、参加者名、参加者数、連絡先を記載のうえ、令和3年（2021年）4月7日（水）までに事務局へ申込みしてください。

6. 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意様式）を電子メールにて提出してください。

(1) 提出期限

令和3年（2021年）4月13日（火）必着

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年（2021年）4月16日（金）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません

7. 応募方法

(1) 応募書類の種類

No	応募書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	企画提案書 ※企画提案書は「8.選定方法 (3) 評価項目」により、 審査するため、この内容に留意して作成してください	任意様式
③	見積書	様式 2
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書 (企業概要など)	任意様式
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式 3
⑦	(任意) 関連する業務実績	任意様式

(2) 提出方法

持参・郵送・電子メールのいずれかとします。

(3) 提出先

都市活力部 産業振興課 (後記 1 2. 応募先、質問先及び問い合わせ先を参照)

※提出後の書類の返却には応じません。

(4) 提出期限

令和 3 年 (2021 年) 4 月 27 日 (火) 必着 (持参の場合は、17 時まで)

※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部 (電子メールの場合は、正本 1 部)

8. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、第1次審査 (書類審査) 及び第2次審査 (プレゼンテーション審査) を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。ただし、第1次審査は5社以上の応募があった場合のみ実施します。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

① 日 時 : 令和 3 年 (2021 年) 5 月 12 日 (水) [予定]

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第 2 次審査をオンラインで実施する予定です。

② 発表時間 : 30 分程度 (1 提案者につき 15 分以内のプレゼンテーションのあと、審査会委員との 15 分程度質疑応答)

③ プレゼンテーションを行う者 : 本業務に携わる担当者となります。

- ④その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査結果の通知

結果は令和3年（2021年）5月19日（水）[予定]に郵送にて通知します。

(3) 評価項目

項目	配点率	評価のポイント
1. 提案内容	60点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に取り組む際の基本姿勢 ・ 「(仮称)豊中市 新・産業ビジョン」骨子及び素案策定にあたっての基本方向の整理と論点設定の具体的方策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題の分析や市内産業を取り巻く環境の変化、市のエリアごとの特性や地域資源の整理、市内事業所の抱える問題点や課題の整理にあたっての観点と方策 (2) 現状と課題の分析や産業状況調査で明らかになった本市の強みと弱みを踏まえた施策体系、施策の方向性を整理するにあたっての観点と方策 (3) これまでの産業振興施策の振り返り及びそれらを踏まえた今後の方向性や支援策を整理するにあたっての観点と方策 ・ その他（上記以外で貴社が提案したい事項）
2. 実施体制	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか ・ 従事するスタッフの経歴や保有している資格 ・ 類似する業務の実績について
3. その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の政策推進への協力について ・ 特別職・管理職への積極的な女性登用や女性のキャリアアップ支援、女性の働き方改革の推進等を行っているか
4. 費用	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案に対して妥当な積算額となっているか

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

- ① 最優秀提案事業者の名称、採点結果の合計点及び提案額
- ② 最優秀提案事業者の選定理由
- ③ 全提案事業者の名称
- ④ 全提案事業者の採点結果の合計点
- ⑤ 審査委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

9. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとし、この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

10. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

11. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- ③ 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④ 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- ⑤ 本プロポーザルへの応募を取り下げる場合は、速やかに産業振興課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

12. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058

Mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp